



養父市社協だより

市民と社協をむすぶ

第116号

2

2014
月

WELFARE INFORMATION

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）
平成26年2月14日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv
■ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>



▲食後に飛び出した「大谷音頭」。女性陣がリードして踊りました。ちょっと照れている子どもたちは、歌詞を見ながら来年は踊れるように勉強中？（＝1月13日、大谷公会堂）

参考した小林節子さんは「普段、話をする機会がない方と話ができる良かったです。家に閉じこもりがちな冬にみんなで集まって、おなかの底から笑って楽しかったです」と笑顔でした。

区長の橋本雄一さんは「年末年始地域ふれあい事業として今年で三回目になります。区の行事の中で最も参加者が多く区民からも喜ばれています」と話していました。

1月13日、同区公会堂に集まつたのは、3歳の幼児から90歳の高齢者まで95人。普段なかなか接することができない高齢者と子どもが交流できるよう、参加者は受付で名札を受け取り抽選で席決め。その後、食事会やビンゴゲームで楽しみました。

『元気でふれあう末広の里』をスローガンに活動する大谷区福祉連絡会。今年も新年の初顔合わせと異世代交流を目的にした「新春交流会」が行われました。



▲Aさんの相談を受ける職員

2人の利用者にご協力いただき、サービスを利用することになったいきさつや、現在の生活の様子を紹介します。

「安心して生活したい」を応援

福祉サービス利用援助事業

介護保険などの福祉サービスの利用手続きがわからない、お金のやり取りや預金の出し入れに自信がない、通帳や印鑑をなくしてしまったなど、判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの方が、自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるようにお手伝いする「福祉サービス利用援助事業」。全国の市町村社会福祉協議会が実施しています。（全国的には、この制度を「日常生活自立支援事業」と呼んでいます）

住みなれた家で暮らしたいAさん

ひとり暮らしのAさん（50代）は、持病の薬の飲み忘れが続き、病状が悪化して入院。治療により症状が安定したので、退院に向けてAさんが希望する自宅での生活について、Aさんや親せきの方、関係者が話し合いの場を持ちました。そこで「お金の計算に自信がない」と生活の不安を話すAさんに、主治医は「福祉サービス利用援助事業を利用しても、お金や生活の相談をしたほうが安心して過ごせるよ」と提案しました。

将来はグループホーム 希望のBさん

家族と暮らすBさん（40代）は、障害年金を受けながら障がい者の就労施設で働いてい

ます。

母親に通帳と印鑑を預けます。

親せきの方もAさんの金銭管理や在宅生活に不安を感じていたため、サービスの利用をすすめました。退院後、障がい者の就労施設で働くAさん。福祉サービス利用援助事業を利用し、協に通帳と印鑑を預け、月1回生活支援員から生活費を受け取ります。

自動車の保険やタイヤ購入、風呂のボイラー修理など、生活に必要な支出が次々にあります。生活支援員や担当職員と相談しながら、障害年金と賃金をやり繰りして、一つひとつ計画的に支払いをすすめています。

将来、障害者のグループホームに入りたいという夢をもつたBさんは、「母に通帳を預けていく」とつい甘えてしまった。

地域のみなさんや親せきの方もAさんを見守っています。関係するみんなで連携をとりあい、これからもAさんが自宅で生活できるように、寄り添いながら支援していくます。

生活支援員は、実際に利用者のお手伝いをする
社協の職員です。

集まれ！支部社協

八鹿支部

養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」 TEL : 662-0160 FAX : 662-0161

年生6人が、車いす体験を行いました。

児童は、最初に「福祉（＝幸せ）」の意味について考え、自分や家族にとつての「幸せ」は、どのようなことがあれるかをそれぞれ発表しました。

その後2人一組になり、普段自分たちが歩いている廊下や体育館、昇降口を車いすで移動しました。

狭い通路や段差の昇り降りで、操作に苦労しながらも、自分で進んでみたり、介助する友達に「押して」「自分でできるよ」と声をかけたりするなど、熱心に取り組みました。

体験後は、「マットの上を通る時、車いすが重く感じた」「段差が怖かった」などの意見がでました。池田駿汰くんは「車いす体験をしてみて、普段気にならなかった」、「声をかけながら、後ろ向きに段差を降りる児童たち。操作する手に力が入ります（＝1月20日、宿南小学校）」と述べました。



1月20日、宿南小学校4年生6人が、車いす体験を行いました。

児童は、最初に「福祉（＝幸せ）」の意味について考え、自分や家族にとつての「幸せ」は、どのようなことがあれるかをそれぞれ発表しました。

その後2人一組になり、普段自分たちが歩いている廊下や体育館、昇降口を車いすで移動しました。

狭い通路や段差の昇り降りで、操作に苦労しながらも、自分で進んでみたり、介助する友達に「押して」「自分でできるよ」と声をかけたりするなど、熱心に取り組みました。

体験後は、「マットの上を通る時、車いすが重く感じた」「段差が怖かった」などの意見がでました。池田駿汰くんは「車いす体験をしてみて、普段気にならなかった」、「声をかけながら、後ろ向きに段差を降りる児童たち。操作する手に力が入ります（＝1月20日、宿南小学校）」と述べました。

宿南小学校
福祉学習

車いす体験を通して 福祉について考える

養父支部

養父市広谷251-1 TEL : 664-1142 FAX : 664-2181

講師の戸川勝義さんから染織の種類などの説明を受けた後、白い布を輪ゴムで絞って白い部分を残す「くり染め」の技法で、できあがりを想像しながら思い思にデザインして、個性的なハンカチを完成させました。

小谷あけみさん（奥米地）は「染織をするのは小学生以来で楽しかったです。在宅で義母の介護をするよう

護経験者7人が参加し、昼食をとりながら情報交換を行った後、大屋アート村BIG LABOで染織体験を行いました。

1月27日は、介護者と介護経験者7人が参加し、昼食をとりながら情報交換を行った後、大屋アート村BIG LABOで染織体験を行いました。

になつて10数年経ちます。ですが、ひまわりの会に参加して、悩みを話したり、色々な体験談を聴いたりすると気分が安らぎます」と話していました。



染織体験で気分をリフレッシュ 『ひまわりの会』

読者の声

第2回地区福祉委員会で関宮地域は「気になることがあれば連絡会で共有することは大切」とありましたが、その言葉に共感しました。（八鹿地域 女性 46歳）

④ 第116号 かけはし

information

大屋支部

養父市大屋町加保678-1 大屋保健センター内 TEL : 669-1598 FAX : 669-0093

6.434人の命を奪つた
阪神・淡路大震災は1月17日で19年目を迎え、各地で犠牲者を追悼する行事が行われました。

大屋小学校では、大震災の教訓から命を守ることの大切さを学習する「1・17追悼集会」を実施。

地震を想定した避難訓練を行った後、信部達夫校長より、震災当時の状況や自らの被災体験を交えて命の大切さについて話があり、全校生で黙とうをささげました。



▲災害後、破片の散乱した室内などですぐ役立つ、新聞紙スリッパをつくりました（＝1月17日、大屋小学校）

大屋小学校

命の大切さを学ぶ

1・17追悼集会

認しました。

最後に、被災地の復興を願う歌「しあわせ運べるよう」を合唱しました。

1年生の松原永和くんは「地震はとても怖いと思いました」3年生の上垣菜春さんは「地震はいつ起こるかわからないので、自分の命は自分で守るように準備したいです」6年生の岡山欣樹くんは「防災や減災は、普段訓練し経験していくことが役に立つと分かりました」と感想を述べていました。

関宮支部

養父市関宮193 関宮ふれあいの郷内 TEL : 667-3248 FAX : 667-3351

また、社協から東日本大震災での被災地支援について説明し、防災・減災活動で自分たちに何ができるかを考えました。家族で避難場所や危険な場所を話し合うなど災害への備えや、あいさつする、困っている人に声をかけるなど、普段からの助け合いの大切さを確

利用者は、あらかじめ刻んだ大根にゆかりを加え、マヨネーズであえてサラダにしたり、大根の葉を時間をかけて炒めてふりかけにしたりしました。そして、温かい中華スープを作りました。

食卓には、ボランティアが作った、きんぴらとそぼろ煮中華風も並びました。あすなろの西谷すみ子さんは「高齢の方にも野菜を無駄なく食べていただきたいと思います。みなさんに

▶大根の葉を丁寧に炒めます（＝1月24日、関宮ふれあいの郷）



サロン利用者

「大根一本まるごと料理」に挑戦

葉も皮も残さず食べてごちそうさん

1月24日、いきいきサロン関宮の利用者10人が、食事づくりボランティア「あすなろ」のメンバーに教わり、「大根一本まるごと料理」に挑戦しました。

献立は、皮のきんぴら、そぼろ煮中華風、大根ゆかりサラダ、葉とじやこのふりかけ、中華スープの5品。

利用者は、あらかじめ刻んだ大根にゆかりを加え、マヨネーズであえてサラダにしたり、大根の葉を時間をかけて炒めてふりかけにしたりしました。

そして、温かい中華スープを作りました。

喜んでもらえてよかったです」と話していました。

利用者の中尾隆子さんは「こうして料理をする地）は「こうして料理をする」と、大根は捨てるところがないのですね。とてもおいかつたですし、調理も楽しかったです」と笑顔でした。



～介護福祉課からこんにちは～

インフルエンザにご用心

No.21



インフルエンザは、通常11月から12月に始まり、翌年の1月から3月ごろの間に患者が増加します。インフルエンザウイルスの感染により、突然の高熱と全身のだるさ、筋肉痛などの全身症状が現れることが病気の特徴です。しかし、すでにワクチン接種を受けた方などのなかには、高熱が出ない場合もありますので注意が必要です。

インフルエンザにかかるためにはどうすればよいのか。予防策をお伝えします。

(参考：厚生労働省「インフルエンザの基礎知識」)

- 1 インフルエンザシーズン前にワクチン接種をうけることが、予防の基礎です。
- 2 うがいや手洗いをしましょう。
- 3 バランスのよい食事と、十分な休養をとり、疲労をさけましょう。
- 4 室内の湿度を50～60%に保ちましょう。
- 5 人込みや繁華街への外出を控えましょう。外出するときにはマスクを着用すると良いでしょう。

介護サービス事業所では、スタッフ一人ひとりが、ワクチン接種をうけるとともに、うがい手洗いを励行し予防に努めています。



養父市社会福祉協議会 介護福祉課

養父市八鹿町下網場320番地 地域交流センター「福祉の杜」2階
電話：662-0666 FAX：662-0667

手話教室～基礎編～

開催のお知らせ

昨年10月から11月に開催した手話教室入門編に続き、基礎編を開催します。

今回は、簡単な会話が出来るまでの学習です。興味のある方は、どなたでも参加できます。

日 時 3月7日(金)、3月14日(金)
3月20日(木)、3月28日(金)
いずれも19:30～21:00

ところ 地域交流センター「福祉の杜」
養父市八鹿町下網場320
電話・FAX 662-0160

講 師 たじま聴覚障害者センター職員

参加費 200円

申込み 2月28日(金)までに電話または
FAXでお申込みください。

子育てサロンそよ風	子育てサロンすくすく
サふれ10月30日(月)…17日(月)・24日(月)	サふれ10月30日(月)…11日(月)・10日(月)
ソイ10月30日(月)…11日(月)・10日(月)	ソイ10月30日(月)…11日(月)・10日(月)
ヨイ10月30日(月)…11日(月)・10日(月)	ヨイ10月30日(月)…11日(月)・10日(月)
風10月30日(月)…11日(月)・10日(月)	風10月30日(月)…11日(月)・10日(月)
多胎児サークルピーナツ	子育てパークの案内
サふれ10月30日(月)…11日(月)・10日(月)	サふれ10月30日(月)…11日(月)・10日(月)
ソイ10月30日(月)…11日(月)・10日(月)	ソイ10月30日(月)…11日(月)・10日(月)
ヨイ10月30日(月)…11日(月)・10日(月)	ヨイ10月30日(月)…11日(月)・10日(月)
風10月30日(月)…11日(月)・10日(月)	風10月30日(月)…11日(月)・10日(月)
三宅団地集会室11月30日(火)	三宅団地集会室11月30日(火)

大屋放課後プレーパーク
大屋放課後プレーパーク
大屋放課後プレーパーク
大屋放課後プレーパーク
大屋放課後プレーパーク

読者の声

一番身近な地域の人たちを大切に思い、いつも心にかけてその方たちと交わえることを楽しんでおられることに感銘をいたしました。ボランティアは奉仕ではなく自分を元気にしているのだと感じました。(八鹿地域 女性 71歳)

⑥ 第116号 かけはし

今月の かけはしさん



河邊 喜代美さん
(大屋町大杉)

大屋町大杉区には、木彫展示館いろいろの家、分散ギャラリー養蚕農家などがあります。現在いろいろの家と分散ギャラリー養蚕農家の管理をしています。

分散ギャラリーは、築150年以上の3階建養蚕農家で、多様な作家の作品を展示しています。毎年うちげえのアートや木彫フオークアートが開催され、大勢の人がギャラリーに来てくださり、リコカフェで楽しんでいただいています。

これからも、来られた方々がゆっくりしてもらえますので、お問い合わせください。

預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています
養父市善意銀行へ寄付金の預託をされた方は寄付金控除を受けられる場合があります

善意銀行だより



平成25年12月16日～平成26年1月15日（敬称略）
会高柳地区托鉢淨財
・宮垣毛布
・中間かぼちゃしめ縄
・西谷松田真智子

▼香典返し

会高柳地区托鉢淨財

駅前 米田 稔
30,000円
宮下一郎
30,000円
濱 信行
50,000円
木村正明
30,000円
松原清一
30,000円
西岡幹雄
30,000円
村上好子
50,000円
小泉司

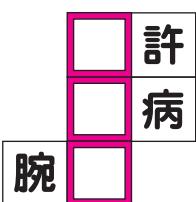
・但馬地域兵庫県職員一同
・宝積寺花園女性会
会長 村崎 幾子
10,000円
・川西里いも
高木 絹吉
富子

・駅前 はがき
・小山はがき
・駅前 はがき
・吉井タオル
白菜 大根 ほうれん草
水菜 にんじん 津崎 開彦
にんじん ねぎ 柿

・安井シクラメン鉢
3人
にんじん ねぎ 柿

■寄附金 61万5,005円
ありがとうございました。

■応募方法 はがきまたは、FAXに答えて住所、氏名、ふりがな、年齢、電話番号、「かけはし」をお読みになつたご意見・ご感想をお書き添えの上、「応募」欄に正解者の申から抽選で5名さまに図書カードを贈ります。



腕

□にあてはまる漢字3文字を考えて、ここに完成させましょう。
■ヒント ウイルスなどから体を守ります。食事や睡眠に気をつけて高めましょう

パズルでくじけ

サロンでも大活躍

レクリエーション用具貸出

養父市社会福祉協議会では、地域のサロンなどでも活用いただける様々なレクリエーション用具の貸し出しをしています。貸出を希望される方は各支部にご相談ください。



利用される場合は、事前予約が必要です

★前回の答えは
『お節料理』でした

応募先 〒667-0022
養父市八鹿町下網場320
「福祉の杜」内
FAX 662-0161
養父市社会福祉協議会

守本 幸恵さん（大森）
植木さだよさん（宮町）
上垣 美香さん（新町）
守本久美子さん（天子）
上垣 柳子さん（藏垣）
以上5名の方が当選されました。
おめでとうございます。

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

心配ごと相談・結婚相談

13:30～16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありますか？

- 2月 28日(金) 関宮ふれあいの郷
- 3月 7日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- 3月 14日(金) 社協養父支部
- 3月 21日(金) ※春分の日(休み)

弁護士による無料法律相談

13:30～16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成26年3月19日(水)
- 場 所 社協養父支部
- 相 談 時 間 1人30分程度
- 申込み先 養父市社協本部 電話 662-0160

くらしの法律相談

8:30～17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。

教えて弁護士さーん！

第78回 「生活困窮者自立支援制度」のはなし

Q 昨年、生活困窮者自立支援法という法律が成立しましたと聞きました。最近では、若い人でも仕事をしないで実家にいる方もおられると言っています。

そういう中で、今回の法律は、どのような人を対象にして、どのようなことをするためにできたのでしょうか。

A 昨年12月に、生活困窮者自立支援法が成立しました。この法律の主な目的は、近年、様々な事情で就労ができなかったり、できても十分な収入を得られないことにより、生活保護を受けて生活する人が増大したため、生活保護を受ける前に、色々な相談や支援をすることによって、その人が自立した生活を送れるようにする、というものです。

まず、この法律では、支援の対象である「生活困窮者」について、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者、としています。つまり、年齢や障害の有無などを問わず、その時に金銭的に困っており、生活を維持できない状態にある方を広く支援の対象としているのです。

そして具体的にどのようなことを行うのかですが、



瀬原 理世ちゃん 8カ月

(三宅・女の子)



お父さんの敬樹さんに聞きました♪

◆名前はどのようにつけましたか？

祖母の名前から『世』という字をもらいました。

◆今、興味をもっていることはなんですか？

まだまだひとり遊びはできないですが、強いて言えば携帯電話に興味津々で、手を伸ばしてつかもうとします。

◆ご両親から一言メッセージ

よく笑い、よく泣いて毎日を元気に過ごしてほしいです。

「うちげえの宝」に登場していただくモデルを募集しています。市内在住で、就学前のお子さま（0～6歳まで）が条件です。地域福祉課（TEL662-0160）にお申し込みください。

各自治体は、生活に困っている方に対し、窓口を設置して、相談を受けたり必要な情報を提供したりするなどの助言を行う自立相談支援事業を行うことと、仕事を辞めたことを原因として住居を無くした方に対し、家賃にあたる額を支給するという住宅確保給付金を支給するという事業を、必ず行わなければならないとしています。

相談窓口の設置については、各自治体が直接行っても良いですし、社会福祉法人や社会福祉協議会などに委託をしても良いとされています。そして相談窓口は、その方が自立した生活を送れるようになるための計画を作成して、この計画に沿った支援を行えるようにします。

この2つの事業は、各自治体において必ず実施しなければならないとされているのですが、この他に、就労するために必要な事柄を訓練する事業、住居のない方に対し生活場所の提供や衣類、食事の提供を行う事業、家計の相談を受けるなどの事業、子供の学習に関する支援を行う事業については、地域の実情に合わせて、実施するかどうかを各自治体ごとに任せるとしています。

この法律が実際に施行されるのは平成27年4月1日であり、色々と検討すべき問題も多いとされていますので、今後も注目すべきだといえます。

S I N 法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。